

メンテナンス・アウトソーシング
標準契約書

2005年11月



日本メンテナンス工業会
Japan Association of Maintenance and Service Contractors

はじめに

日本メンテナンス工業会は、メンテナンス産業の発展・向上等を目指して活動を進めてきた。

1993年には「メンテナンス・サービスに関する標準的な基本契約書」を発刊し、発注者と受注者の取引ベースとなる標準的基本契約書を提供した。この93年度版は発刊後好評を博したため、2001年に法改正対応等の全面見直しをし、2002年度版として発行した。

日本の製造業各社は、バブル崩壊後の長期経済不況を克服すべく従来の経営戦略を大きく転換した。ボーダレスの国際競争にうち勝つため、技術開発は勿論のこと、徹底的なコスト削減が進められた。その一つの手法として着目されたのが「コア業務以外のアウトソーシング化」による効率化とコスト削減である。メンテナンス分野においても、コスト削減の強力な手段と見なされるとともに、熟練技術技能者の減少・技術伝承を補う方法として注目されている。

当工業会「調査統計委員会」が2003年度に実施した「メンテナンス企業を対象にしたアンケート調査」によると、メンテナンス・アウトソーシング（調査定義：保全業務委託）は、メンテナンス企業の約80%の事業所で既に実施中との結果が出ている。しかし調査によると、メンテナンス・アウトソーシングへの期待と評価に関する認識は、顧客とメンテナンス企業の間でギャップがあると指摘している。メンテナンス・アウトソーシングは、顧客とメンテナンス企業の相互信頼に基づき、長期スパンで取り組むことにより最大効果を生み出す性格のものである。顧客側は「設備信頼性向上」「技術伝承」「安全性の向上」「コスト削減」等の成果が期待できる。またメンテナンス企業側は「保全業務領域の拡大」「技術・技能伝承」「安定経営の継続」等の成果が期待できる。メンテナンス・アウトソーシングは、一方のみの成果では長続きせず、両者平等な成果により初めて実現できるものであることを認識する必要がある。いわゆる「Win-Win」の関係が最も重要となる。

メンテナンス・アウトソーシング契約書は、広範な設備・多様な業務を行うアウトソーシングに適合させるため「対象設備・業務の明確化」「業績・実績の評価」等の新たな規定が必要となり、従来の請負契約書とは異なるものとなる。しかし日本においてはメンテナンス・アウトソーシング契約の標準的契約書がまだ公表されていないため、当工業会では会員各社の契約書作成の労力を削減するとともに、メンテナンス・アウトソーシングの健全なる発展に資するため「メンテナンス・アウトソーシング標準契約書」を作成することとした。

アウトソーシングの定義については多くの提唱がなされているが、広義のアウトソーシングから狭義のものまで、自由に用いられているのが現状である。メンテナンス分野においても、①「保全計画立案から、整備・修理等の実施、保全結果の解析・評価」の広範囲なアウトソーシング ②「定められた対象設備の整備・修理等の実施」をメインとする比較的狭い範囲のアウトソーシング ③ ①と②の中間形態のアウトソーシング 等種々のアウトソーシング形態が実施されている。本標準契約書は、これらの形態にかかわらず適応できるように作成した。実際の利用に当たっては、アウトソーシング形態に応じて、本書「解説」を参照して作成いただきたい。

本書が、適切なメンテナンス・アウトソーシング契約書作成に利用いただければ幸甚である。

「評価提案委員会」

委員名簿

委員長	石井 充	旭化成エンジニアリング株式会社
副委員長	長井 和美	山九株式会社
委員	中澤 信雄	新興プランテック株式会社
委員	尾崎 直文	株式会社 高田工業所
委員	柳屋 益雄	株式会社 高田工業所
委員	須藤 輝二	千代田工商株式会社
委員	津秋 裕	西島エンジニアリング株式会社
委員	鈴木 正	日揮工事株式会社
委員	早川 千代治	富士電機システムズ株式会社
旧委員	鰐淵 彰	新興プランテック株式会社
旧委員	宮澤 寛	日揮工事株式会社
旧委員	坂本 登	富士電機システムズ株式会社
旧委員	関本 雅之	富士電機システムズ株式会社
事務局	小野 哲男	日本メンテナンス工業会

本書の構成

1. 「メンテナンス・アウトソーシング標準契約書（モデル）」
2. 「メンテナンス・アウトソーシング標準契約書」条文解説
3. 付録
 - 付録. 1 契約書作成の基礎知識
 - 付録. 2 契約書に関する基礎的用語
 - 付録. 3 建設業法の抜粋
 - 付録. 4 工事関係の保険

「メンテナンス・アウトソーシング標準契約書（モデル）」

条 文 目 次

	頁
前文	
第 1 条 基本原則	1 0
第 2 条 目的	1 0
第 3 条 契約期間	1 0
第 4 条 業績評価指標	1 0
第 5 条 対象設備	1 0
第 6 条 対象業務	1 0
第 7 条 対象業務の変更	1 1
第 8 条 契約金額およびその支払方法	1 1
第 9 条 契約金額の変更	1 1
第 1 0 条 契約書の優先順位	1 1
第 1 1 条 組織体制およびワーク・フロー	1 1
第 1 2 条 連絡協議会	1 1
第 1 3 条 就業条件	1 1
第 1 4 条 土地、建物、施設、用役等の貸与または支給	1 1
第 1 5 条 支給品および貸与品	1 1
第 1 6 条 個別工事の検査および引渡し	1 2
第 1 7 条 検収	1 2
第 1 8 条 法令の遵守	1 2
第 1 9 条 安全衛生管理	1 2
第 2 0 条 一括下請負の禁止	1 2
第 2 1 条 権利義務の譲渡および担保の禁止	1 2
第 2 2 条 届出・報告	1 2
第 2 3 条 重大事項の告知義務	1 2
第 2 4 条 機密の保持	1 2
第 2 5 条 産業財産権の使用	1 3
第 2 6 条 産業財産権の帰属	1 3
第 2 7 条 コンピューター資源および情報へのアクセス	1 3
第 2 8 条 書面の交付等に関する情報通信技術の利用	1 3
第 2 9 条 臨機の措置	1 3
第 3 0 条 不可抗力発生時の措置	1 3
第 3 1 条 瑕疵担保責任	1 3
第 3 2 条 損害補償	1 4
第 3 3 条 労働者災害補償	1 4
第 3 4 条 保険の付保	1 4
第 3 5 条 契約解除	1 4
第 3 6 条 契約解除時の措置	1 4
第 3 7 条 紛争の解決	1 4
第 3 8 条 管轄裁判所	1 4
第 3 9 条 協議事項	1 5
契約締結の証	1 5

メンテナンス・アウトソーシング標準契約書

注文者〇〇〇〇会社（以下「甲」という）と、請負者〇〇〇〇会社（以下「乙」という）は、メンテナンス業務を円滑に履行するために、このアウトソーシング契約を締結する。

第1条（基本原則）

甲および乙は、メンテナンス・アウトソーシング契約（以下、本契約という）の締結ならびに履行に当たり、信義を守り誠実を旨として互いに協力する。

第2条（目的）

1. 本契約は甲が乙に対し発注し、乙がこれを継続して実施する全ての業務について適用するものとし、甲および乙は互いに協力して、契約の円滑で適正な履行、完成引渡を行うことを目的とする。
2. 甲および乙は、相互に協力することにより、甲の事業競争力および乙の適正収益を図ることを目的とする。

第3条（契約期間）

本契約の契約期間は、契約締結の日から〇〇年とする。

ただし次項に関しては、原則として毎年見直しをし、必要な場合は本契約を修正するものとする。

- (1) 第4条 業績評価指標
- (2) 第5条 対象設備
- (3) 第6条 対象業務
- (4) 第7条 対象業務の変更
- (5) 第8条 契約金額およびその支払方法
- (6) 第9条 契約金額の変更
- (7) 第11条 組織体制およびワーク・フロー
- (8) 第13条 就業条件

第4条（業績評価指標）

1. 甲および乙は、長期にわたる相互の努力目標と成果を明確にするために、業績評価指標を定める。
2. 甲および乙は、業績評価数値の信頼性を保つために相互に協力する。
3. 甲および乙は、この目標を達成するために相互に協力する。
4. 甲および乙は、実績の確認および評価を毎年行う。
5. 甲および乙は、当年度の実績をふまえ、次年度の目標について協議し決定する。

第5条（対象設備）

本契約における対象設備は、甲の〇〇〇工場〇〇〇設備とする。
なお、対象設備の詳細は別表〇〇に示す。

第6条（対象業務）

本契約における対象業務は、別表〇〇に示す。

なお、本契約実施中に対象業務範囲について疑義が生じた場合、甲および乙は協議し解決する。